

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
欠席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
出席	委 員	伊 藤 利 彦	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
欠席	委 員	堀 田 為積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
出席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	伊 藤 長 利
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 事（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成26年10月20日(月) 午前9時00分から午前9時25分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員(35人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(2人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 7 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(3人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主事 瀧田崇司 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、平成26年10月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は37名中35名で、定足数に達しておりますので、</p>

只今より10月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。  
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 5番 野口 浩孝 委員

議席番号 6番 田中 均 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件

決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・23件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・12件

2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・2件

3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

報告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・1件

2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

それでは、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議  
をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から4番、譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・  
地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、4件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。

会長

只今、事務局より議案第18号 について説明させていただきました、何かご  
質問・ご意見ございますか。

13番委員

議案1番について、譲受人の方が90歳を超えるような方で、農地取得後は耕  
作に励みますと言った誓約書が添付されているわけですが、90歳を超えて日々  
農作業をすることは、現実的には無理かと思えます。事務局に申請があった時点  
で、後継者がいるわけですので、後継者の方で農地を取得して頂くよう指導はし

事務局	<p>ないのでしょうか。</p> <p>申請は、あくまで本人の申請になります。農地法上、年齢による農地取得については制限がありませんので、法律に基づき申請を受け付けておりますのでご理解頂きたいと思います。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 管理組合を設立し、近隣住民及び美容院お客様駐車場として、貸駐車場11台分を確保する計画でございます。申請地につきましては、隣接する雑種地と一体利用する計画で、申請書には10台分の借入者名簿が添付されております。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、名古屋市内のマンションにて家族3人で暮らしておりますが、両親が高齢により本家近くにて住宅建築を検討していたところ、本家と道路を挟んだ父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。なお、将来本家は譲受人が継ぎ、分家住宅は譲受人の子が継ぐ計画でございます。現在居住のマンションについては、売却する予定です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請地に歯科診療所を建築する計画でございます。申請者は愛西市内の歯科診療所にて、5年5ヶ月勤務医として勤める傍ら、各講習会へも積極的に参加し勉強するうちに、地域医療に役立ちたいと思い、今回の申請に至ったとのことでございます。なお、申請書には、歯科医師免許の写しが添付されております。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、愛西市内の賃貸住宅にて家族3人で暮らしておりますが、大変、手狭なことにより、申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 隣接する既存敷地と一体利用し、太陽光パネルを設置する計画で</p>

ございます。180枚のパネルを設置し、総事業費約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺をフェンスで囲い地表面は防草シートを敷く計画でございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成13年4月より障害者福祉サービス事業「虹の里八開」を開設し、利用者が社会の一員として、地域で生活できることを目指し、宿泊体験、地域交流を行い現在に至っております。レクリエーション等の活動を通じて、障害者の為の施設が少なく困っていると言った意見を聞く中で、今般、申請地へ障害者共同生活介護施設を建築する計画でございます。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、名古屋市内の賃貸住宅にて家族4人で暮らしておりますが、大変、手狭なことにより、申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。

以上、7件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。

会長

只今、事務局より議案第19号 7件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から23番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)  
決定第6号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から23番、全体筆数は62筆、面積は65,115㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受入人となって利用権設定された筆数は、28筆、30,053㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受入人は7名で、合計24筆、35,062㎡となっております。内容につきましては、作物はイチゴ、水稻、麦大豆、普通畑でございます。新規49件、再設定13件、契約期間は3年5年6年10年、内容につきまして

<p>会長</p>	<p>は、賃借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p> <p>只今、事務局より決定第6号 について説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、12件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、1件の届出がございました。尚、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、専決報告 3件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p>



事務局	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、1件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明) 以上、1件の届出がございました。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、報告 2件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9時25分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成26年10月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 5番委員 野 口 浩 孝

議事録署名者

議席番号 6番委員 田 中 均